

平成19年度 東大阪市社会福祉協議会
事業計画及び予算
＜目 次＞

◎ 事業計画

○ 方針及び重点目標	(1)
社会福祉協議会事業の推進	(3)
1 「市民福祉活動センター」事業の積極的な展開	(3)
・ボランティア活動推進事業	
・ファミリーサポートセンター事業	(4)
2 校区福祉委員会の組織や 小地域ネットワーク活動を核とした活動の充実	(5)
3 いきいきネット相談センター（CSW配置事業）事業の展開	(5)
4 経営の観点に立った活動・事業理念の確立と組織体制の充実	(6)
5 積極的な活動・事業と支える財源基盤の強化	(6)
6 福祉サービス事業の推進	(7)
・高齢者サービスセンター	(8)
・老人センター事業 （高齢者サービスセンター、五条老人センター、高井田老人センター）	(8)
・デイサービス事業 （高齢者デイサービスセンター、楠根デイサービスセンター）	(13)
・シルバーハウジング事業	(15)
・ホームヘルプ事業	(15)
・居宅介護支援事業	(17)
・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）	(17)
・基幹型地域包括支援センター事業	(18)
・玉串保育園	(20)

◎ 予算

1. 予算書	(23)
2. 資金収支計算書 科目別予算一覧表	(33)

平成19年度 東大阪市社会福祉協議会事業計画

近年、我が国は少子高齢化の進展に伴って家庭や地域の環境、経済構造などあらゆる社会の仕組みが大きく変容してきており、社会福祉を取り巻く環境も大きな変革期の渦中にある。

地方分権の流れから行財政改革が推進され、社会福祉事業においても規制緩和が行われ、民間事業者が参入し競争の時代となり、採算性を度外視した事業にも取り組んできた社会福祉協議会としては非常に厳しい状況にあるが、地域福祉を推進する団体として明確に位置づけされたこともあり、社会に要請された役割についても引き続き担うことが求められている。

昨年は、介護予防に重点をおいた介護保険法の改正やサービスの一元化をめざした障害者自立支援法の全面施行など、「自立」と「地域」に目を向けた制度改革が行われた。

当協議会としては、従来から行ってきた地域に密着した福祉活動を基盤に地域社会の状況や福祉ニーズの変化及び社会福祉制度の改革を見据えた事業展開をしていく。

平成19年度の事業計画については、次の8項目を重点目標とする。

- 1) 平成18年度より指定管理者制度が導入され、当協議会では3ヶ所の老人センター及び2ヶ所のデイサービスセンターについて指定管理者となった。
2年目の本年は、地域の拠点施設としての役割を促進するとともによりサービスの質を今まで以上に高めることに重点をおき、特にデイサービス事業については、さらに利用促進を図っていく。
- 2) 介護保険制度の改正により地域包括支援センターが設置されたが、これは介護予防が目指すところの要介護状態にならないよう、在宅生活の継続を支える環境づくりのために、地域包括支援センターを中心とした地域包括支援体制を確立することが求められている。
当協議会は、基幹型地域包括支援センター「角田」「荒川」の2カ所にて、担当エリア以外に未設置エリアも受け持ち、地域包括ケアの実現を目指す。
また、昨年、介護保険の大幅な見直しに加えて、障害者自立支援法が施行され、障害者（児）の福祉サービスの枠組みが大きく変わった中で、社協が果たさなければならない、公共的・公益的な役割とともに、一事業者として経営の安定化を進めていく。
- 3) 校区福祉委員会で行う小地域ネットワーク活動を更に活性化していくため、校区主催のタウンミーティング（地域懇談会）を開催し、校区単位の特色や活動のノウハウを関係者同士で情報交換、意見交換し学び合う場とする。
また、災害時に対する備えを意識づけた地域福祉活動が展開されるように災害時要援護者を意識した防災訓練や要援護者の自立を支援できる人材の育成も行いながら、地域住民が介護予防に関する理解を深めるための介護予防事業を積極的に展開していく。
更に校区福祉委員会、民生委員児童委員会や自治会等と協働して地域のインフォーマルサービスに関する情報の収集やリストづくりなどを行い、社会資源のネットワークづくりに努める。
- 4) コミュニティーソーシャルワーカー配置事業（CSW配置事業）においては、この事業の利点であるフットワークの良さを生かして、地域包括支援センターや校区福祉委員会等の地域の施設や市民福祉活動団体と連携・ネットワークを築くなどの当協議会の強みを発揮してこの事業の取りまとめを行うとともに、高齢者の相談活動のほか障害者、児童に関する相談支援を行う。
こうした事例を通して、地域特性を把握し関係機関団体のネットワーク化を進めながら地域の福祉力強化を図るように努める。
- 5) 判断能力が不十分な高齢者や障害者等に対して、福祉サービスの利用等に関する相談や日常的な金銭管理サービスを行っている地域福祉権利擁護事業は、本年度より「日常生活自立支援事業」に事業名称が改められる予定である。当協議会では増加する利用希望者に対応するため、職員を増員し効率的な事業管理及び効果的なサービスの提供が行えるよう拠点を1カ所にまとめた。
また、利用希望者の待機期間の短縮に努めるとともに、利用者が安心して地域での生活を送れるよう一層の支援に努める。

- 6) ボランティア活動や小地域ネットワーク活動、民生児童委員による高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者の福祉票の作成など、災害時をも意識した日常の活動を推進するとともに、災害時のボランティア活動や災害時要援護者の支援活動が効率的に機能するように関係者との調整を行うとともに訓練・研修を進めていく。
- 7) 「福祉と人権推進委員会」を中心に「社会的な援護を要する人々の問題」や「社会による排除・摩擦や社会からの孤立等の人権問題」に対する取り組みについて、大阪府社会福祉協議会及び関係機関との協力により、検討を重ね進めていく。
- 8) 5施設の指定管理、地域包括支援センター事業、小地域ネットワーク事業、CSW配置事業、地域福祉権利擁護事業、災害時支援活動、人権問題の取り組みをはじめすべての事業において、地域住民からの相談の対応や情報の提供を的確に行うとともに、効果的な支援のために地域における包括的な支援ネットワークを意識した事業展開を行う。

社会福祉協議会事業の推進

市民福祉活動計画『プラン2008』は、東大阪市で地域福祉に関する活動・事業に取り組む多様な住民・民間団体等が共通の目標をもって、役割分担・連携して活動を進めていくための方向性を定めるとともに、取りまとめ役としての社協の機能をさらに高めていくための活動・事業の推進方策を定めたものである。

本年度、当協議会として市民福祉活動計画『プラン2008』により重点的に取り組む事業については、以下のとおりである。

重点的に取り組む事業

1. 「市民福祉活動センター」事業の積極的な展開

- ①「市民福祉活動センター」事業を推進する上で欠かせない、校区福祉委員会や福祉団体、ボランティア活動、ファミリー・サポート・センターなどの市民福祉活動実践者と福祉・まちづくり関係のNPOや企業との協働に対する支援の促進。
- ②平成17年11月から運営・実施している「1day市民活動ひろば」の最終目標である“常設の広場づくり”を実現するため、次年度も引き続き事業の企画・運営を図る。
また、実現のために必要な“市民の声”を高めるために、東大阪市まちづくり支援課との連携を密にし、社会福祉協議会参画の団体はもとより、東大阪市内のNPOや市民活動実践団体との意見交換の場を持ち、拠点の必要性を広くPRしていく。
- ③NPOに対する支援や企業の社会貢献活動などとの連携・協働。
- ④市民福祉活動への支援及び市民福祉活動と公的なサービス等の積極的な連携及び公民協働の地域福祉の推進。
- ⑤寄付や資源の提供のため、賛助会費、ボランティア基金、善意銀行預託金等の有効な活用方策の検討。
- ⑥災害時支援活動体制を構築するための研修会・防災訓練等の実施

ボランティア活動推進事業

1) ボランティア養成事業の実施

- ①夏期ボランティア体験講座
- ②施設ボランティアコーディネーター・ボランティアリーダー研修会
- ③災害時対応ボランティア体験研修会
- ④手話教室
- ⑤シニアボランティア講座
- ⑥入門ボランティアスクール
- ⑦障害者の外出介助ボランティア養成講座
- ⑧日赤家庭看護法講習会
- ⑨精神保健福祉ボランティア養成講座
- ⑩朗読ボランティア養成講座
- ⑪傾聴ボランティア講座

2) ボランティア・NPO活動への相談援助の充実

- ①機材の貸し出し、会場の提供
- ②情報の収集と提供（ボランティアサロン（あいあいサロン）の開催）
- ③ボランティア活動に対する助成制度の検討と情報提供、相談援助
- ④コミュニティーソーシャルワーカーとの連携

3) 東大阪市ボランティア基金の拡充

- ①ダイレクトメールによる啓発

- 4) ボランティア活動拠点整備の推進
 - ①シルバーボランティアセンターとの連携
- 5) 福祉教育の推進支援
 - ①学校と連携した福祉・ボランティア教育の普及支援
- 6) 広報・啓発の充実
 - ①社協機関紙等を活用した啓発
 - ②ホームページの充実
 - ③広報誌づくり研修会の開催
- 7) 勤労者・OBのボランティア活動推進
 - ①ボランティア体験プログラムの実施
 - ②企業の社会貢献活動との連携・協働
- 8) 小地域ネットワーク事業との連携
 - ①小地域ネットワーク活動ボランティアスクールの開催
- 9) 東大阪市ボランティア連絡会との連携・協働事業の実施
 - ①ボランティア研究集会の開催
 - ②その他ボランティア連絡会事業への協力
 - ③ボランティア体験ワークキャンプの開催
 - ④東大阪ふれあい広場の開催

ファミリーサポートセンター事業

5年目を迎え、会員養成講座の見直しと開催方法を変更し、登録会員数の拡充に力を注ぐと共に、関係各機関（保育施設・学校関係・子育て行政機関等）との協力体制の構築を目指す。また、利用促進、情報交換を推し進めるために、出張登録会や事業説明会などを多方面で行っていく。定期的に発行する機関紙において広報啓発していく中で、利用者の情報交換の媒体としての活用を進める。子育て講座・交流会は会員のみならず一般市民に向けての子育て支援内容を目的とした講演会（専門分野の講師を招いて）の企画を展開していく。

開 催 月	事 業 内 容
4月	会 員 養 成 講 座
5月	子 育 て 講 座
6月	会員養成講座、子育て講座
7月	子育て講座（講演会）、通信誌発行
8月	会 員 養 成 講 座
9月	子 育 て 講 座（クッキング）
10月	会 員 養 成 講 座
11月	子育て講座、通信誌発行
12月	会 員 交 流 会
1月	会 員 養 成 講 座
2月	子 育 て 講 座（クッキング）
3月	会員養成講座、通信誌発行

2. 校区福祉委員会の組織や小地域ネットワーク活動を核とした活動の充実

- ①校区福祉委員会が行う、地域福祉の実践組織としての活動の支援
 - ・住民の誰もが参加協力できる地域福祉活動の推進
 - ・福祉委員による情報提供や住民の身近な相談窓口としての体制づくり
 - ・校区福祉委員会の活動拠点における事務局機能の整備
 - ・タウンミーティング（地域懇談会）の実施による校区福祉委員会活動の活性化
 - ・介護予防事業の推進による地域福祉活動の展開
 - ・要援護者の自立を支援し地域福祉活動の人材となるボランティアスクールの開催
 - ・要援護者の福祉救援の取り組みとしての防災訓練活動の実施
- ②小地域ネットワーク活動の個別援助活動の充実
 - ・個人情報管理とプライバシー保護の徹底
- ③子育て支援や障害者支援の取り組みに関する活動の推進
 - ・活動に対する情報提供と交流会・研修会の開催
- ④校区福祉委員会活動の計画的な推進のため、校区ごとのプランづくりの推進
 - ・モデル校区によるプランづくりと実践
- ⑤小地域ネットワーク活動の内容に応じたメリハリのある助成と支援
 - ・校区活動のまとめと事業活動の課題整理
- ⑥「地域福祉推進会議」の取り組みに向けた調整
 - ・コミュニティソーシャルワーカーとの連携・支援
- ⑦自主財源の確保に向けた賛助会員の拡大と公的助成の継続と確保
 - ・校区活動における住民への啓発と参加協力への要請

3. いきいきネット相談センター（CSW配置事業）事業の展開

今年度より、配置されていなかった隣接中学校区に対し現在の11ヶ所のCSWが担当を受け持つことになり、全中学校区（26ヶ所）の拡充に向けた事業展開が必要とされる。

この事業は、中学校区内の福祉施設等にCSWを配置して「いきいきネット相談支援センター」を開設し、地域において援護を必要とする人（高齢者、障害者、子育て中の親など）の課題の発見、見守り、必要なサービスや関係機関へのつなぎ等を行い、小地域ネットワーク活動との連携により地域の課題解決への支援と「地域で支えあい、ともに生きる安心と活力のあるまちづくり」を推進していく。また、相談支援センターは当協議会が市の指定管理者として指定のあった3老人センターの中学校区（縄手北、盾津、新喜多）をはじめとし8施設の取りまとめとしての業務も推進していく。

この相談支援センターにおけるCSWの主な役割については下記のとおりである。

- ①援護が必要な人々の課題の発見、見守り、支援
- ②地域福祉活動団体等と連携し、支援を必要とする人々への新たなサービスの研究等
- ③小地域ネットワーク活動と連携し、援護を必要とする人々へのネットワークづくりの推進
- ④福祉サービスに結びついていない要援護者の相談、つなぎ
- ⑤福祉サービス等の情報提供

1) 担当中学校区における年間活動内容

- ・福祉に関する相談業務の充実
- ・校区福祉委員や民生委員児童委員等地域福祉活動実践者との連携の推進
- ・各関係機関との連携の推進

- ・研修会等の開催
- ・高齢者ケア会議等、福祉をテーマにした研修会・会議等への積極的な参加
- ・老人センター事業と連携した相談コーナーの設置
- ・社会資源の調査
- ・隣接中学校区担当者としての推進の強化
- ・社協内CSW担当者会議の開催

2) CSW配置施設取りまとめ業務における年間活動内容

- ・東大阪市CSW連絡会議の開催
- ・CSW研修会の企画、立案、実施
- ・「地域福祉研修会」等の研修会、学習会の開催
- ・担当制による市内CSW配置施設への支援
- ・CSWを配置している中学校区内や隣接中学校区担当として、校区福祉委員や民生委員児童委員への「つなぎ」の支援
- ・各リージョンセンター及び公民分館における「出張相談コーナー」開設への取り組み
- ・福祉に関する研修会案内や情報等の提供
- ・校区福祉委員会「タウンミーティング」への参加
- ・小地域ネットワーク活動との連携
- ・地域包括支援センター、生活支援センター、子育て支援センター等関係機関との連携の推進
- ・事業の広報啓発（機関紙「社協ひがしおおさか」への記事掲載など）
- ・府下市町村CSW配置事業所との情報交換

4. 経営の観点にたった活動・事業理念の確立と組織体制の充実

- ①事業推進の理念の明確化
- ②社協会員（組織構成会員）制度の推進
 - ・分野（領域）ごとの集まり、会合の実施
- ③理事会機能の充実
- ④事務局組織の再構築
- ⑤事務局職員の専門性の向上
 - ・資格取得のための補助の継続実施

5. 積極的な活動・事業を支える財源基盤の強化

- ①社協会員（賛助会員）制度の推進
 - ・ケーブルTVの活用
 - ・インターネットホームページの活用（定期的な情報更新）
- ②自主財源確保の推進
 - ・新しい自主財源の検討
 - ・受託事業等受託費からの総務経費の按分拠出についての検討
 - ・地域福祉活動、介護保険事業における採算性等についての検討
 - ・指定管理者制度導入に向けた採算性の検討
 - ・社協機関紙への広告募集の推進
 - ・自動販売機設置の拡大
 - ・講座受講料等の適正な受益者負担の検討
- ③税金対策
 - ・課税事業者としての消費税支払い対策の検討

6. 福祉サービス事業の推進

- ①当協議会の福祉サービス提供事業において、市民福祉活動や権利擁護など他の活動・事業と連携したコミュニティーワークの視点に立った事業展開
- ②介護保険事業、障害者自立支援事業の当面の継続実施及び民間事業者への段階的な移行
- ③指定管理制度によるデイサービス事業運営の実施
- ④福祉サービス提供事業者としての経営責任の明確化及び個人情報の保護などのリスクマネジメント（危機管理）の取り組みの推進。
- ⑤福祉サービスの質の向上及び当面全市的な基準となるサービス提供の推進
- ⑥福祉サービスの質の向上のための研修等による職員の資質の向上
- ⑦福祉サービスを提供する事業と市社協が実施する他の事業との連携及び自立支援の促進する観点でのサービスの確立
- ⑧介護予防における利用者と地域とのつながりをもった生活の支援、及び虚弱な高齢者などの支援するしくみをつくる役割の実施。
- ⑨当協議会が運営する老人センターにおける高齢者への情報や知識の提供及び地域での主体的に活動する力を高める事業の充実
- ⑩シルバーボランティアセンターへの高齢者の参加による地域活動への参加支援
- ⑪当協議会が運営する玉串保育園の待機児童の解消及び保育サービスの充実
- ⑫玉串保育園の地域での子育て支援及び住民・団体・事業者等との連携による世代間の交流

東大阪市立高齢者サービスセンター事業

東大阪市立高齢者サービスセンターは、市内高齢者福祉の基幹施設として設置されて13年となる。総合相談、情報提供、教育・研修、機能回復訓練、調査・研究など特A型老人福祉センター事業をはじめ、昨年度から実施している高齢者や障害者、子育て中の親などへの相談援助等を通じ課題解決の支援を行う「いきいきネット相談支援センター事業」の展開を図る。

特に、昨年度から多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用する「指定管理者制度」が導入され、2年目を迎える本年は、さらに経営の観点に立った効率的な活動・事業の確立と組織体制の充実を図ることが求められており、該当施設である「高齢者サービスセンター」「高齢者サービスセンター・デイサービス」「楠根デイサービスセンター」「高井田老人センター」「五条老人センター」では介護予防事業の強化を図っていく。

また、介護保険法における「訪問介護事業」「介護予防訪問介護事業」、障害者自立支援法による障害者福祉サービスの「居宅介護」「重度訪問介護」を継続して実施していく。

昨年度から実施された高齢者等の介護予防の包括的支援を行う「地域包括支援センター事業」は、引き続き市より2ヶ所「角田」「荒川」を受託し、市内未設置エリア2カ所ずつを立ち上げるまでの間、担当していく。

一方判断能力が不十分な方に日常的な金銭管理や福祉サービスの利用を支援する地域福祉権利擁護事業は「日常生活自立支援事業」に名称が改められ事業内容がより明確になり、拠点の整備・増員により事業を展開する。

また、地域住民との交流を積極的に行い地域福祉の拠点化をめざし、より一層の基幹的な役割を担う在宅福祉の推進を図っていく。

老人センター事業

1. 高齢者サービスセンター

高齢者の方が、趣味活動を通じて心豊かな生活と交流の輪を広げ、健康の維持向上や生きがいづくりを目的として、生きがい教室（クラブ活動）を実施すると共に、誰でも気軽に参加できる教養講座やレクリエーション事業を実施し、利用者から喜ばれるサービスの提供に努める。また、老人大学修了者を中心に、地域におけるボランティアの人材発掘やきっかけづくりを行う。

1) 教養講座、レクリエーション事業、社協老人センター共催事業

月別	教 養 講 座	レクリエーション事業	社協老人センター共催事業
4			
5	健 康 の つ ど い		陶 芸 教 室
6	料 理 教 室		
7	ビ ー ズ 教 室	囲碁・将棋交流大会	
8		映 画 鑑 賞 会	
9	世 代 間 交 流 会		
10		ふれあいバスツアー	
11	健 康 教 室		
12		クリスマスコンサート	
1			健 康 づ く り 教 室
2	高齢者ボランティア教室	映 画 鑑 賞 会	
3		「 弥 生 祭 」	

- ・ 府下市町村老人センター連絡協議会及び中河内ブロック交流事業への参加
- ・ 三老人センター連絡会議の開催

2) 生涯教育事業

・老人大学講座

生涯教育の一環として、高齢者の生きがいと人の輪づくりを中心に健康でより豊かな生活を送っていただけるよう「楽しく集い・学び・語らい・行動する。」という場を提供することを目的に開催する。

① 一般教養講座

② 専門コース

1. 楽しく郷土の歴史を学ぶコース
2. 楽しく社会福祉を学ぶコース

・高齢者生きがい教室

クラブ名	実施日			クラブ名	実施日					
	週	曜日	時間		週	曜日	時間			
趣味の教室	詩吟	第1・3	火	13:30~15:30	自由クラブ	謡曲	第1・3	火	10:00~12:00	
	華道	第1・3	月	13:30~15:30		カラオケ	第1・3	水月	13:00~16:00	
	書道	第2・4	火	10:00~12:00						
				13:30~15:30						
	図画	第1・3	水	13:30~15:30		テンコク	第2・4	水	13:30~15:30	
	茶道	第2・4	水	13:30~15:30		卓球	第1・4	土木	10:00~12:00	
	編物手芸	第2・4	水	13:30~15:30	13:30~15:30					
	陶芸	第1・3	木	10:00~12:00	一般開放	ダンス	毎週	月	10:00~12:00	
				13:30~15:30				水	10:00~12:00	
		民謡	第1・3	金		13:30~15:30	カラオケ	毎週	月	13:00~16:00
		民謡踊り	第1・3	金		13:30~15:30			金	10:00~12:00
		はり絵	第2・4	金		13:30~15:30	土	13:00~16:00		
社交ダンス	第1・3	木	13:30~15:30	卓球	毎週	月	13:00~15:00			
						金	10:00~12:00			
							土	13:00~16:00		

3) 盾津・楠根・英田中学校区いきいきネット相談支援センター（CSW配置事業）

CSWが地域で援護を要する高齢者、障害者、子育て中の親などの見守り、課題の発見、必要なサービスや専門機関へのつなぎを行い、相談援助にあたる。（詳細については、別掲）

4) シルバーボランティアセンター事業の推進（人材養成推進事業）

シルバーボランティアセンターの内容を拡充し高齢者の方々の自主的な運営を目指したボランティア活動への支援を行う。

- ① 老人大学修了者に老人大学の理念である「楽しく集い・学び・語らい・行動する」を地域で実践していただくために、ボランティア活動の紹介や場を提供する。
- ② シルバーボランティア学習会の開催
- ③ 情報提供、啓発

5) 広報・啓発事業

高齢者に関する各種の情報を収集し、パンフレット等の掲出配布を行う。また、高齢者サービスセンターの月刊行事予定を掲載した「高齢者サービスセンターだより」を発行しセンター事業への参加を呼びかける。

6) 地域交流事業

クラブ活動発表など施設を開放した「弥生祭」を実施し、利用者や地域との交流及び世代間交流を図っていく。

7) 高齢者介護予防事業

理学療法士・作業療法士による高齢者の健康づくりを中心に日常生活における介護予防等の相談、指導を実施し、高齢者の自立した生活を支援する。

また、デイサービス利用者へのリハビリ指導やヘルパー・ケアマネージャーへの助言指導、及び家族への介助指導や訓練指導を行う。

- ・いきがい健康体操教室
- ・手づくり作品教室
- ・介護予防トレーニング教室
- ・五条、高井田老人センターにおける健康体操の実施

8) 健康生活維持並びに向上のためのサービス事業

- ・心身のリフレッシュのための健康入浴
毎週、月・水・金曜日 午後1時～3時 一般開放
- ・車いす貸し出し事業

2. 五条老人センター

老人センターでは、より多くの高齢者の方が集い、介護予防事業を取り入れながら健康づくりや生きがいづくりに取り組めるよう、誰でも気軽に参加できる各種教室や自主事業を実施し、地域に根ざしたセンターとして一層の充実に努める。また、シルバーボランティアセンターとしての機能の活性化を図り、ボランティア活動を通して自主的な社会参加を支援するとともに、関係機関との連携を深め、地域福祉活動の拠点施設として推進していく。

！ 教養講座・レクリエーション事業・社協内共催事業 ！

月 別	教 養 講 座	レクリエーション事業	社 協 内 共 催 事 業
4			
5	健康のつどい		陶 芸 教 室
6	手づくり作品教室	バ ン パ ー 大 会	
7	パソコン教室		
8	世代間交流会	盆踊り大会・ビデオ上映会	
9		敬 老 大 会	
10		囲 碁 大 会	健 康 づ く り 教 室
11	版 画 教 室	ク ラ ブ 活 動 発 表 会	
12	パソコン教室		
1		将 棋 大 会	
2	手作りクラフト教室		
3	手づくり作品教室		

！ 高 齢 者 生 き が い 教 室 ！

クラブ名	実 施 日			クラブ名	実 施 日		
	週	曜日	時 間		週	曜日	時 間
華 道	第1・3	月	13:00～15:00	フラダンス	第2・4	水	13:00～16:00
俳 句	第2	月	13:00～15:30	ダ ン ス	第1・3	木	12:00～14:30
詩 吟	第1・3	火	13:30～15:30	歌 体 操	第2・4	木	10:00～11:30
水 墨 画	第2・4	火	10:00～12:00	手 芸	第2・4	木	13:00～15:00
書 道	第2・4	火	13:00～15:00	民謡踊り	第1・3	金	12:00～14:00
たのたの1部	第1・3	水	12:00～14:00	日 舞	第1・3	金	14:00～16:00
たのたの2部	第1・3	水	14:00～16:00	民 謡	第2・4	金	13:30～15:30
絵手紙	第2・4	水	10:00～11:30	万葉-ルビノミ	第4	金	13:30～15:00
茶 道	第2・4	水	13:00～15:00				

<p style="text-align: center;">相 談 事 業</p> <p>◎健康相談 毎月第1水曜日 午後1時～3時</p> <p>◎生活相談 随時受付</p> <p>◎仕事相談 随時受付</p> <p style="text-align: center;">健康づくり推進事業</p> <p>◎入浴事業 月・水・金曜日 午後1時～3時</p> <p>◎初心者卓球教室A 第2・4水曜日 午前10時～12時</p> <p style="padding-left: 100px;">B 第2・4水曜日 午後1時～3時</p> <p>◎リハビリ 第3金曜日 健康体操教室 午前10時 ～11時30分</p> <p>◎介護予防体操教室</p> <p>◎大正琴教室</p> <p>◎そよかぜの会</p>	<p style="text-align: center;">福祉サービス推進事業</p> <p>◎ふれあい福祉電話事業 月～金曜日</p> <p style="text-align: center;">シルバーボランティアセンター事業の推進 (人材養成推進事業)</p> <p>4月 ボランティア活動養成講座 (介護ボランティアリーダー対象)</p> <p>5月 演芸ボランティアによる フェスティバル的な催し</p> <p>7月 囲碁・将棋教室 (地域の小・中学生対象)</p> <p>2月 高齢者ボランティア活動 養成講座</p> <p>◎ボランティア活動相談</p> <p>◎貸館・機材の貸出</p> <p style="text-align: center;">縄手北中学校区 いきいきネット相談支援センター (東大阪市CSW配置事業)の推進 詳細は別掲</p>
--	--

3. 高井田老人センター

高井田老人センターにおいては、市内のより多くの高齢者が「健康づくり」「生きがいづくり」を通し、広く高齢者に関われ、ニーズに応えるサービスが提供できるよう、高齢者の為のセンターを目指していく。

また、シルバーボランティアセンター機能の充実を図り、老人センターを拠点として、介護予防の推進に努める。

教養講座・レクリエーション事業・社協内共催事業

月 別	レクリエーション事業	社 協 内 共 催 事 業
5		陶芸教室（3回コース）
7	健康のつどい	
9	敬老大会	
10		健康づくり
2	クラブ活動発表会	
3	世代間交流	

高 齢 者 生 き が い 教 室

クラブ名	実 施 日			クラブ名	実 施 日			
	週	曜 日	時 間		週	曜 日	時 間	
俳 句	第2	月	13:00~16:00	歌 体 操	第2・4	月	10:00~11:30	
詩 吟	第1・3	火	13:00~15:00		第1・3	水	10:00~11:30	
日 本 画	第1・3	火	13:00~15:00		第1・3	金	10:00~11:30	
華 道	第2・4	火	13:30~15:00	書 道	実用 かな	第2	木	13:00~15:00
謡 曲	第2・4	火	12:00~16:00			第4	木	13:00~15:00
写 真	第1	水	13:30~15:00	手 芸		第2・4	木	13:00~15:00
カラオケ	第1・3	水	13:00~16:00	アザ - プド アラワ -		第2	金	13:00~15:00
絵手紙	第2・4	水	13:30~15:00	新 舞 踊		第1・3	金	13:00~15:00
茶 道	第2・4	水	13:00~15:00	民 謡		第2・4	金	13:00~15:00
ダ ン ス	第1・3	木	13:00~16:00	大 正 琴		第2・4	土	13:00~15:00

相 談 事 業

- ◎ 健康相談 不定期受付
- ◎ 生活相談 随時受付
- ◎ 仕事相談 随時受付

健康づくり推進事業

- ◎ 健康のつどい
- ◎ 健康体操講座
- ◎ 介護予防講座

地 域 交 流 事 業

- ◎ 福祉施設との交流
- ◎ 世代間との交流

シルバーボランティア推進事業
(人材養成推進事業)

- ◎ ボランティア活動相談
- ◎ 貸館・機材の貸出

- ・手作り作品教室
- ・編み物同好会
- ・折紙同好会
- ・ポリマークレイ同好会
- ・書道ボランティアグループ

※各々月1回~2回定例日設定
ボランティア講師による活動

新喜多中学校区
いきいきネット相談支援センター
(東大阪市CSW配置事業)の推進
※詳細は別記

デイサービス事業 平成19年度重点活動計画

平成18年度より、市から指定管理者施設として指定を受け、民間の事業所と競合する中でサービスの質や採算性が問われる事業経営を求められるものであり、利用者の視点に立ったデイサービス事業の展開を図ることが必要不可欠である。

また、昨年の介護保険制度等の改正による、介護予防サービス事業についても6月から事業所を立ち上げ、選択的メニューの取り組みを実施したものである。

- ① 平成18年度から定員枠の増、利用日及び利用時間の拡大に伴い利用者増を図ると共に、効率的な施設の運営に努める。
- ② 介護予防サービス事業の選択的メニューとして「運動器機能向上サービス」等を作業療法士の協力を得て実施、充実に努める。
- ③ 利用者の声、ニーズを反映させた行事、レクリエーション等の充実に努める。
- ④ 利用者の日々変化する体調を把握するため、家族との連携を密にする必要性から連絡帳を活用し、利用者の体調にあったサービスの提供に努める。
- ⑤ 緊急時の対応については、かかりつけ医院等把握と、迅速な対応を取れるよう、利用者の身体的な状態を掴んでおく。又、「主な感染症予防対処マニュアル」の整備、適切に対応を行えるように努める。
- ⑥ 職員の資質向上のために、積極的な外部（先進施設視察等）研修の受講に努める。
- ⑦ 事業の推進にあたって、本市介護保険担当部署、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター及び地域包括支援センター等の関係機関との連携に努める。
- ⑧ 居宅介護支援事業所へのPR及び地元周辺の自治会との交流会や見学会等を行いPRに努める。

1. 高齢者サービスセンター・デイサービス

1) 事業

①基本事業の充実

- ・レクリエーションの充実を図るため計画立案会議を定期的で開催する。
- ・作業療法士の協力を得て、「運動器機能向上サービス」の実施と、利用者の希望に応じ個別性を尊重した、日常動作訓練の取り組みを行う。
- ・介護予防サービス事業「選択的メニュー」等の取り組みを行う。
- ・ミーティングの充実と記録表の活用によるサービスの向上に努める。

②苦情解決システムの推進

- ・利用者からの相談や苦情等に対して迅速に対応するため、苦情解決責任者と苦情受付担当者の連携を密にする。
- ・必要に応じて関係機関や第三者委員等への連絡調整及び助言、指導を仰ぎ解決を図る。
- ・利用者等の意見や苦情をサービスの向上に繋げていく。

2) 複合施設の利点の活用

- ①「弥生祭」等への利用者の参加による交流及び展示作品の創作活動により身体的な機能の維持向上を図る。

3) 行 事

①年間行事とレクリエーションの内容

4月	桜祭り ・鯉のぼり制作	7月	七夕祭り	10月	運動会 壁面づくり	1月	福笑ゲーム お茶会
5月	端午の節句	8月	夏祭り 壁面づくり	11月	ゲーム リース作り	2月	節分ゲーム つるしびな
6月	ゲーム うちわ制作	9月	敬老祝賀会 壁面づくり	12月	クリスマス会 門松づくり	3月	ひな祭り 壁面づくり

②その他

- ・手作りによる月別カレンダーの作成等
- ・誕生会（カラオケ、バースデーカード、記念撮影）
- ・行事にあわせた作品作り

4) 研 修

- ①職員の資質向上を図るために、研修会への参加及び民間の事業所との交流を図る。

2. 楠根デイサービスセンター

1) 事 業

①基本事業の充実

- ・利用者によりきめ細やかなサービスを実施する
- ・充実したレクリエーション実施ためにスタッフ全員による計画し、バリエーションのある内容にする。
- ・日常動作訓練の充実
理学療法士・作業療法士の協力を得て、利用者への機能訓練時間の充実に努め、運動器機能向上を図るために、個別体操の指導を行う。
- ・ミーティングの充実と記録表の活用によるサービスの向上。
- ・介護予防サービス事業の取り組み。
- ・利用者受け入れエリアを拡大しサービス量の増加をはかる。

②苦情解決システムの推進

- ・利用者からの相談や苦情等に迅速に対応するための窓口として、苦情解決責任者と苦情受付担当者を設置。
- ・必要に応じて関係機関や第三者委員等への連絡調整及び助言、指導を仰ぎ解決を図る。
- ・苦情をサービスの向上に結びつける。

2) 行 事

①年間行事とレクリエーションの内容

4月	桜 祭 り	7月	七夕祭り	10月	運 動 会	1月	お茶会
5月	端午の節句	8月	夏 祭 り	11月	ゲ ー ム	2月	節 分
6月	ゲ ー ム	9月	敬老祝賀会	12月	クリスマス会	3月	ひな祭り

②その他

- ・手作りによる月別カレンダー作り等
- ・誕生会（バースデーカード、記念撮影）

3) 研 修

- ①スタッフの資質向上を図るために、外部施設への見学及び各種研修会に参加する。

シルバーハウジング事業（稲田鷺島住宅シルバーハウジング事業）

稲田鷺島住宅シルバーハウジング事業は、スタートして7年余りになり入居者の高齢化が進んでいる。加齢による身体機能の低下等によって、介護保険制度を必要とする入居者が増えてきているのが最近の傾向である。この事業の基本項目である生活相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急対応などを実施するとともに、入居者の日常の健康状態を維持するためにも介護予防の視点に立った援助サービスにも積極的に取り組んでいく。

1) 事業内容

- ①入居者世帯の安否確認
- ②月1回の「お茶会」を開催
- ③理学療法士・作業療法士の協力を得て健康体操等の実施
- ④一時的な家事援助、緊急対応などの生活支援の相談、援助
- ⑤各種生活情報の提供
- ⑥関係機関及び家族との連絡、調整

2) 平成19年度重点活動計画

- ①基本事業を実施するとともに入居者への援助を強化していく
- ②理学療法士・作業療法士の協力を得て「健康体操」の継続とともに介護予防事業に取り組む
- ③保健所、消費生活センターなどを活用しての勉強会の開催
- ④要支援者への援助の取組み
- ⑤ボランティアの活用を図る

3) 援助員としての質の向上を目指す

- ①積極的に他施設の見学の実施
- ②研修会への参加を行う

ホームヘルプ事業

介護保険法が改正され、昨年4月より介護給付に、新たに新予防給付が加わりスタートした。介護予防給付を対象とした、要支援1及び要支援2の区分に認定された利用者については、介護予防事業でサービスを提供してきたが、当協議会の2ヶ所のヘルプステーションでは、「訪問介護事業」と、利用者の日常生活における改善目標などを十分に話し合った上で目標設定をするなど工夫をしながら「介護予防訪問介護事業」のサービス提供を実施していく。

一方、障害者に対するサービスについては、平成18年4月1日より利用料の1割負担や日額制など一部が実施され、同年10月からは障害程度区分や新事業体型への移行など本格的にスタートした。この障害者自立支援法（以下「自立支援法」という。）では、知的障害、身体障害、精神障害の障害種別にかかわらず福祉サービスが一元化された。当事業所では、障害福祉サービスの中で「居宅介護（ホームヘルプ）」と「重度訪問介護」を引き続き実施し、ノーマライゼーションの浸透による地域で共に生きる福祉社会の実現に向け、利用者本位のサービスを基本として事業を推進する。

市関係事業では、高齢者軽度生活援助等事業・難病患者等ホームヘルプ事業は、介護保険で自立と認定された高齢者や難病患者等に対してホームヘルプサービスを実施する。

事業目標として、高齢者や障害者が地域で安心して暮らせるように今後ともサービスの質の向上を図り適正化に取り組むとともに、サービスの効果的、効率的な提供を可能とするため、体制の整備やサービスの質の向上並びに適正な運営に努める。

1) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業（介護保険法）

「東大阪市社会福祉協議会ヘルプステーション」、「東大阪市社会福祉協議会西ヘルプステーション」の2ヶ所の事業所では、質の高いサービスを目指すとともに、非営利性と公共性の特質を維持しつつも適正なコスト意識をもって、他のサービス事業所の模範となるようホームヘルプ事業の充実と適正化に取り組む。また、「訪問介護事業」に加え、昨年度より始まった、要支援1・要支援2の利用者を対象とする「介護予防訪問介護事業」を実施する。

2) 障害福祉サービス事業（障害者自立支援法）

障害者自立支援法による「居宅介護（ホームヘルプ）」と「重度訪問介護」を実施し、公益性の特質を維持するとともに適正なコスト意識を持ち、地域で安心して暮らせる障害者の在宅支援を行っていく。特に精神障害者へのサービスについては、利用者の状況、ニーズの把握をよりきめ細かく行うとともに保健センター等関係機関との調整を密にし、サービス内容の充実に努め、利用者及び介護者（家族）等の理解を得て効果的な支援を実施する。また、これまで培ってきた実績をもとに他の事業所への相談援助を行っていく。

3) 高齢者軽度生活援助等事業・難病者等ホームヘルプ事業（市事業）

介護保険で自立と認定された高齢者や難病患者等に対し、ホームヘルプ事業を実施する。なかでも地域のネットワークの協力を得ながら、利用者の日常生活動作や援助の程度及び家庭内の介護力、地域の社会資源の状況をふまえて効果的にサービスを実施していく。利用者の状況、ニーズの把握をきめ細かく行うとともに関係機関との調整を密にし、サービス内容の充実に努め、利用者及び介護者（家族）等の理解を得て効果的な支援を行う。

4) 広報・情報提供活動

制度によるホームヘルプ事業等のサービス内容についてより多くの市民関心をもち理解を得るように、事業内容や利用方法がわかるよう、またサービス提供者である非常勤ヘルパーの登録につながるよう当協議会のホームページに掲載するなど広報活動を展開していく。

5) チーム運営の強化

市内を西地域と中・東地域の2つの地域に分けて、担当事業所ごとにチーム長を置き、業務の統括を行い、チームに主任ヘルパー、サービス提供責任者を配置し、非常勤ヘルパーによるサービス提供により効率的な運営を行っていく。主任ヘルパー、サービス提供責任者は、利用者を総合的な援助につなげ、チームケア方式により担当ケースの継続的把握とともに非常勤ヘルパーへの情報提供や管理を行い、効率的なサービス提供を行う。また、必要に応じてサービスの質を高める為の技術知識に関する指導を行う。

6) 人材育成

ホームヘルプ事業を実施していく上で人材育成は欠かせない。今後とも所内外の研修を計画的、積極的に実施・参加させ、より充実した人材育成に取り組む。

7) 現任訓練、研修会等の実施及び参加

ホームヘルプ活動が今後ますます専門職化されるなかで、介護だけでなくその周辺の専門知識やよりきめ細かな対応やコミュニケーション技術が必要になってくる。

介護技術向上の実習、利用者や介護者の精神面のサポートを行うための相談助言に関する研修、事例研修、人権問題、救急救命法、健康管理等に関する研修会の実施など非常勤ホームヘルパーを含めた内部研修会については、主任ヘルパー・サービス提供責任者で年間の研修計画を企画し実施するとともに、外部研修会へ積極的に参加する。

また、専門的・高度な資格取得のための支援をおこなう。チーム長・主任ヘルパーは指導、助言を行う責任者として必要な研修を受講する。サービス提供責任者については、利用ケース状況等の把握、非常勤ホームヘルパーへの援助・指導をおこなう研修に参加する。研修参加者による研修報告や伝達の場を設けるなど技術・知識の共有に努める。

居宅介護支援事業

居宅介護支援事業所「東大阪市社会福祉協議会ケアプランセンター」「東大阪市社会福祉協議会西ケアプランセンター」の2ヶ所では、介護保険法の改正により、要介護者の計画・管理数の上限が、ケアマネジャー1人につき35件となり、要介護者からの相談に応じ利用者や家族の意向をもとに居宅サービス計画を作成・管理する。

また、要支援1並びに要支援2の認定を受けた利用者については、地域包括支援センターとの委託契約により介護予防サービス計画の作成・管理を行っていく。

そのため市内の地域包括支援センターをはじめ、「介護サービス情報の公表」制度による情報を活用するなど、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関と連携を密にして、利用者にとって適切なサービスの提供に努めていくとともに、事業として適正なコストを意識し要介護ケースの管理件数の増加を図っていく。

また、技術向上・情報収集のため研修に積極的に参加し知識・技術の研鑽に努める。

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業から名称変更予定）

地域福祉権利擁護事業は判断能力の不十分な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対して、福祉サービスの利用を援助したり、日常的な金銭管理をお手伝いすることにより、地域で自立して安心した日常生活が送れることを目的とした事業である。

この事業は、本年度より事業内容をより明確に表した「日常生活自立支援事業」に事業名称が変更される予定であり、第2種社会福祉事業の福祉サービス利用援助事業として、利用者やその家族をはじめ市内の関係機関、団体、施設関係者からの相談に応じて事業を展開していく。特に、在宅介護支援センターや包括的支援事業の一環として権利擁護事業の相談窓口が設けられている地域包括支援センターからの相談・依頼件数が増えている。さらに入院中の精神障害者の退院から居宅生活への支援のひとつとして、日常的な金銭管理サービスの利用依頼も増えてきた。当協議会では、昨年度に西センターに加え高齢者サービスセンターに活動拠点を増設し2ヶ所とし、専門員及生活支援員を増員して利用申込者及び待機者のサービス利用につなげてきた。

今後、人口の高齢化による認知症高齢者の増加、また精神障害者の日常的な金銭管理サービスの活用などサービス利用の増加が見込まれ、この事業に対するニーズはますます増大していく。

本年度は、前年度に引き続いて人員をさらに増員しサービス体制を強化し、拠点も1カ所にまとめ機動力を効かして利用希望者の対応をおこなっていく。また、利用者が安心して地域での生活が送れるように支援していく。

基幹型地域包括支援センター事業

平成18年4月、地域包括支援センターが創設され、高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳をもって、その人らしい生活を継続することができるようにするため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う役割が課せられた。地域の高齢者ができるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要となる。

地域包括支援センターは次の基本機能を担う。

- ① 介護予防事業及び予防給付に関する介護予防ケアマネジメント業務。
- ② 多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務。
- ③ 高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務。

以上のことを受けて当協議会の地域包括支援センター事業は、2ヶ所の地域包括支援センター（「基幹型地域包括支援センター東大阪市社会福祉協議会角田」「基幹型地域包括支援センター東大阪市社会福祉協議会荒川」）においてかかる基本機能を担っていくとともに、市内に住む高齢者の支援に関わるあらゆる機関、事業者、団体及び個人が協力して、高齢者の支援に関わるさまざまな活動を調整、推進する東大阪市高齢者地域ケア会議の運営を行う。

また、地域ケア会議の事務局としての各地域包括支援センターの統括、並びに老人福祉法による老人介護支援センターとの連携を図っていく。

事業内容

- 1) 地域包括支援センターの基本業務
 - ① 介護予防ケアマネジメント業務
 - ・ 介護予防事業に関するケアマネジメント業務
 - ・ 予防給付に関するケアマネジメント業務
 - ② 総合相談支援及び権利擁護業務
 - ・ 地域におけるネットワーク構築業務
 - ・ 実態把握業務
 - ・ 総合相談業務
 - ・ 権利擁護業務
 - ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ・ 日常的介護支援専門員への個別指導・相談支援業務
 - ・ 支援困難事例等への指導・助言業務
 - ・ 包括的・継続的なケア体制の構築業務
 - ・ 地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成業務
 - ④ 介護者支援ならびに情報提供、啓発事業
 - ・ 介護予防教室
 - ・ 介護者家族啓発教室の定期的開催業務

2) 地域包括支援センター「基幹型」の業務

- ①地域包括支援センター連絡調整会議の運営、地域包括支援センター職員研修の実施。
地域包括支援センターから業務実施上の相談に応じ、支援困難ケース等の支援に協力してあたるなどの業務。
- ②高齢者地域ケア会議（高齢者虐待防止ネットワークを含む）の事務局業務。
- ③地域包括支援センター及び老人介護支援センターの職員の資質向上を図るため定期的に研修を行うとともに、地域包括支援センター及び老人介護支援センターに関する連絡調整会議についてその運営を行う。

3) 東大阪市高齢者地域ケア会議の運営

- ①地域ケア会議の開催
 - ・ 個別支援策検討会議の開催
 - ・ 地域別会議の開催
 - ・ 企画運営会議の開催
 - ・ 虐待防止専門会議の開催
 - ・ 機関等代表者会議の開催
- ②地域講演会の開催
- ③必要に応じ、在宅福祉サービス利用者情報等を地域包括支援センター及び老人介護支援センターに提供する。
- ④市全域の立場から、各種の保健福祉サービスの内容、利用方法等に関する情報の提供及びその積極的な利用についての啓発を行う。
- ⑤要援護高齢者等の家族等からの相談や相談協力員からの連絡を受けた場合に、相談者等の居住地を担当区域とする地域包括支援センターと連携をとるとともに、必要に応じ、訪問等により在宅介護の方法等についての指導、助言を行う。

玉串保育園事業

1. 定員120名の保育と待機児解消の促進として15%の枠外入所の実施を継続していく。
2. 特別保育事業の子育て支援センター事業としては、登録制によるグループ活動「ドレミファランド」や自由参加型の「スクスクランド」「ぴよぴよクラブ」などの年齢に応じた子育て支援を展開していく。「わんぱくスクスクネット推進会議」を通じて地域の各機関との連携を図り、地域に根ざした取り組みを進めていく。
3. 世代間交流事業では、近隣の軽費老人ホーム「玉美苑」の利用者との定期交流の実施。3校区におけるネットワーク事業への参加。卒園児との交流事業や中学2年生の職業体験の受け入れなども継続して実施していく。

月	行事内容	月	行事内容
4	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度保育開始 ・入園式(2日) ・誕生会 ・保護者懇談会 ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・避難訓練 ・身体計測 ・交通安全指導 ・ドレミファランド 	7	<ul style="list-style-type: none"> ・合宿保育(5歳児) ・七夕まつり集会 ・誕生会 ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・クッキング保育 ・避難訓練 ・身体計測 ・フール閉まい ・合奏発表会 ・楽しい夕べの集い ・夏季保育期間 ・ドレミファランド
5	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会 ・子どもの日の集い ・園外保育 ・親子ふれあいまつり ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・クッキング保育 ・避難訓練 ・身体計測 ・内科検診 ・歯科検診 ・きょう虫検査 ・クラス懇談会 ・ドレミファランド 	8	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会 ・避難訓練 ・身体計測 ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・夏季保育期間 ・ドレミファランド
6	<ul style="list-style-type: none"> ・誕生会 ・個人懇談会(3・4・5歳児) ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・クッキング保育 ・給食バイキング ・避難訓練 ・身体計測 ・フール開き ・じゃがいも堀り ・なかよし交流会 ・(玉美苑のみなさんと) ・わんぱくフェスティバル(5歳児) ・ドレミファランド 	9	<ul style="list-style-type: none"> ・お月見会 ・誕生会 ・運動会 予行練習日 ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・避難訓練 ・身体計測 ・敬老の日の集い ・なかよし交流会(世代間交流) ・クラス懇談会 ・ドレミファランド

月	行事内容	月	行事内容
10	<ul style="list-style-type: none"> ・創立記念日（1日） ・運動会 ・誕生会 ・秋まつり ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・園外保育（3・4・5歳児） ・避難訓練 ・身体計測 ・私立保育園合同運動会（5歳児） ・さつまいも堀り ・ドレミファランド 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・どんど焼き ・誕生会 ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・サッカー大会（5歳児） ・避難訓練 ・身体計測 ・ドレミファランド
11	<ul style="list-style-type: none"> ・乾布摩擦開始 ・園外保育（3・4・5歳児） ・誕生会 ・作品展 ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・クッキング保育 ・避難訓練（消防署来園） ・身体計測 ・内科検診 ・個人懇談会（0・1・2歳児） ・マラソン開始 ・ドレミファランド 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・節分あそび ・誕生会 ・生活発表会 ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・学校見学（5歳児） ・卒園進級記念写真撮影 ・避難訓練 ・身体計測 ・クッキング保育 ・ドレミファランド
12	<ul style="list-style-type: none"> ・演劇鑑賞会 ・もちつき会 ・玉美苑訪問（5歳児） ・往生院資料館見学（5歳児） ・誕生会 ・クリスマス会 ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・乾布摩擦、マラソン開始 ・クッキング保育 ・避難訓練 ・身体計測 ・冬季保育期間 ・ドレミファランド 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・お別れ遠足（5歳児） ・ひなまつり会 ・誕生会 ・園外保育 ・体育あそび ・うたあそび ・フィットクラブ ・クッキング保育 ・避難訓練 ・身体計測 ・クラス懇談会 ・お別れ会（5歳児とのお別れ） ・卒園式 ・春季保育期間 ・ドレミファランド ・平成19年度保育終了

